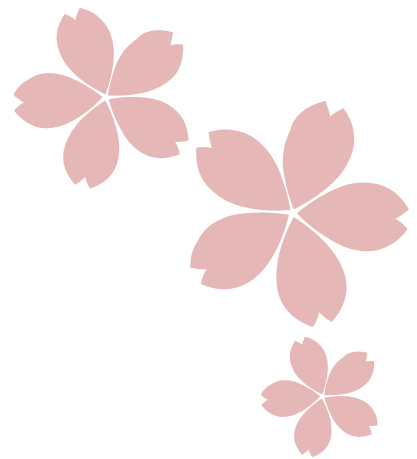




第3次海老名市男女共同参画プラン

誰もがイキイキみんな輝く



海老名市
令和2年3月

はじめに



男女共同参画社会とは、男女が性別によって固定的な役割を強制されることなく、人権が尊重され、全ての人が個性と能力を最大限に発揮し、豊かに生きることができるといいます。

海老名市では、平成 17 年 3 月に「海老名市男女共同参画計画」を策定し、計画期間の 10 年間に渡り、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてまいりました。また、平成 27 年 3 月に「第 2 次海老名市男女共同参画プラン」を策定し、計画期間の 5 年間に渡り、男女共同参画に関する多くの取り組みを進めてまいりました。

しかし、依然として意思決定の場における女性の割合が少ないなど、様々な分野で男女間の地位が平等とはいえない状況にあります。また、固定的な性別役割分担意識は、社会通念や慣習、しきたりなどの中に根強く残っており、男女の生き方の選択の幅を狭めています。

このような状況を踏まえ、海老名市における男女共同参画の更なる発展を目指し、このたび「第 3 次海老名市男女共同参画プラン」を策定しました。策定にあたり、「多様な性に関する理解の促進」など、新たに取り組むべき課題についても取り上げております。今後、市の最上位計画である「えびな未来創造プラン 2020」の個別計画として、更なる男女共同参画の推進に努めてまいります。

男女共同参画社会を実現するためには、市民の皆様一人ひとりのご協力が不可欠です。市民の皆様とともに本計画の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月

海老名市長 内野 優

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	第2次海老名市男女共同参画プランの評価・・・・・・・・	3
3	計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	第3次海老名市男女共同参画プランの位置づけ	5
	男女共同参画コラム①	
	「男女共同参画の課題はさまざま 次々に新しい課題が」・・	6

第2章 計画の概要

1	基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・	8
2	計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	9
4	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・	9
5	指標・数値的目標の設定・・・・・・・・	10
6	計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	男女共同参画コラム②	
	「海老名市をよりよいまちへ」・・	12

第3章 施策の内容

基本方針1	あらゆる分野における男女共同参画の推進・・	14
施策の方向(1)	市民への意識啓発・・	15
施策の方向(2)	子どものための男女平等教育・・	18
施策の方向(3)	女性の人材育成・・	19
施策の方向(4)	政策・方針決定過程への女性の積極的な参画・・	21

基本方針 2 仕事と生活の調和の実現	23
施策の方向 (5) 働き方の改善	24
施策の方向 (6) 生涯を通じた健やかで安心な暮らし	26
施策の方向 (7) 男性のための男女共同参画	29

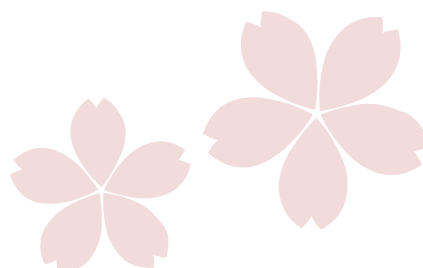
基本方針 3 暴力の根絶と被害者への支援	30
施策の方向 (8) 配偶者等からの暴力の根絶	31
施策の方向 (9) 暴力の根絶のための予防啓発	33

第4章 推進体制と進捗管理

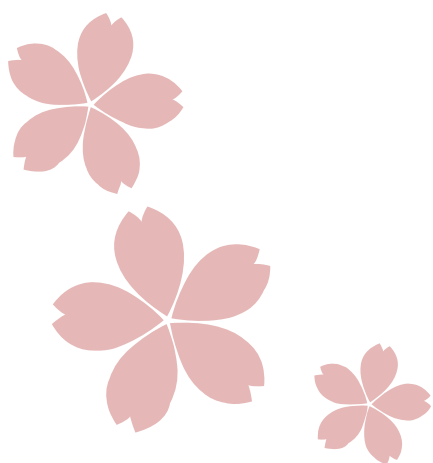
1 推進体制	36
2 進捗管理	37
3 所管課別事業一覧	38

付属資料

市政アンケート調査の結果	41
策定経過	45
海老名市男女共同参画協議会委員一覧	46
パブリックコメントの結果	47
男女共同参画用語	48
関係法令	
男女共同参画社会基本法	51
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	55
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	64



第1章 計画の基本的な考え方





1 計画策定の趣旨

海老名市では、平成 17 年 3 月に「海老名市男女共同参画計画」を策定し、「男女共同参画のまち海老名」を目標に、前期計画（平成 17～21 年度）、後期計画（平成 22 年～26 年度）に分け、10 年間に渡り各種の取り組みを推進してきました。

また、平成 27 年 3 月に「第 2 次海老名市男女共同参画プラン」を策定し、「だれもがイキイキ みんな輝く」をスローガンとして、前述のプランを引継ぎ、社会情勢の変化にあわせながら 5 年間、男女共同参画社会の実現に向けて多くの取り組みを進めてまいりました。

現在、男女の平等は様々な法律や制度の下で保証されています。しかし、依然として家庭や地域、職場など、さまざまな分野で性別による固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会制度及び慣行が強く残っています。

このたび、「第 2 次海老名市男女共同参画プラン」が令和元年度に終了することから、令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）を計画期間とする「第 3 次海老名市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現のために推進しなければならない諸課題について、市として様々な取り組みを進めてまいります。

● ● ● 男女共同参画用語 ● ● ●

● 男女共同参画社会

性別を問わず、あらゆる場で個性を発揮できる社会です。性別に関わらず、仕事で、学校で、家庭で、地域で、それぞれの多様な個性や能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、一人ひとりの協力が必要です。

● ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」のことを言います。仕事だけに追われるのではなく、仕事以外の育児や介護、趣味、学習、休養など日常生活でやりたいこと・やるべきことが両立できる状態です。働き方（ワーク）を見直し、効率良く働くことによって、生活（ライフ）の時間を確保すると、心身共に健康な状態になり、生活全般が充実します。

このことによって意欲や創造性が高まり、さらなる仕事の充実にもつながります。男女共同参画の推進には、この調和が不可欠だと言われています。

※48 ページに続きます



2 第2次海老名市男女共同参画プランの評価

男性は外で働き、女性は家庭を守る…と、かつては当たり前のように性別による役割分担意識がありました。昭和61年（1986年）に施行された「男女雇用機会均等法」により、女性を取り巻く環境が変化し、女性の社会進出も進んできました。こうした中で、「第2次海老名市男女共同参画プラン」を策定する際には、「ワーク・ライフ・バランス」、「女性の人材育成」、「男性・子どもにとっての男女共同参画」などを新たに取るべき施策として取り上げてきたところです。

こうした施策により、基本方針ごとに定めた指標等の、男女共同参画にかかわる意識・意向と実態がどうなったかを把握するため、令和元年5月15日から5月31日まで実施した市政アンケートの中で、男女共同参画に関する調査を行いました。その結果は、次のとおりです（41ページ参照）。

「男女共同参画社会」については、言葉を聞いたことがある人は32.2%、意味も知っている人は42.7%でした。また、「ワーク・ライフ・バランス」については、言葉を聞いたことがある人は29.9%、意味も知っている人は32.4%でした。

また、「各分野で男女の地位が平等になっていると思いますか」という質問に、「平等」と回答した人の割合は、学校生活においては57.7%、家庭生活で35.9%、職場では21.8%となっています。

学校生活における意識が他より高い点は、「第2次海老名市男女共同参画プラン」の施策の方向として「子どもにとっての男女平等教育」という項目を設け、重点的に小中学校児童生徒および教職員に対して男女共同参画を含む人権意識の向上に努めており、一定の効果が出ていると考えられます。

一方で、家庭と職場での男女の地位は平等ではないという回答が多く、男女が平等な立場で能力を発揮しているとは言い難い状況であり、男女共同参画の推進を継続していく必要があります。

3 計画の性格

第3次海老名市男女共同参画プランの位置づけは、次のとおりとします。

(1) 男女共同参画社会基本法に基づく基本計画

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条に規定された市町村における「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけ、本市における男女共同参画事業を総合的に推進します。

(2) DV防止法に基づく基本計画

本計画の「配偶者等からの暴力の根絶」の取り組みは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく、海老名市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」として位置づけ、配偶者等からの暴力の根絶へ向けて取り組みを進めます。

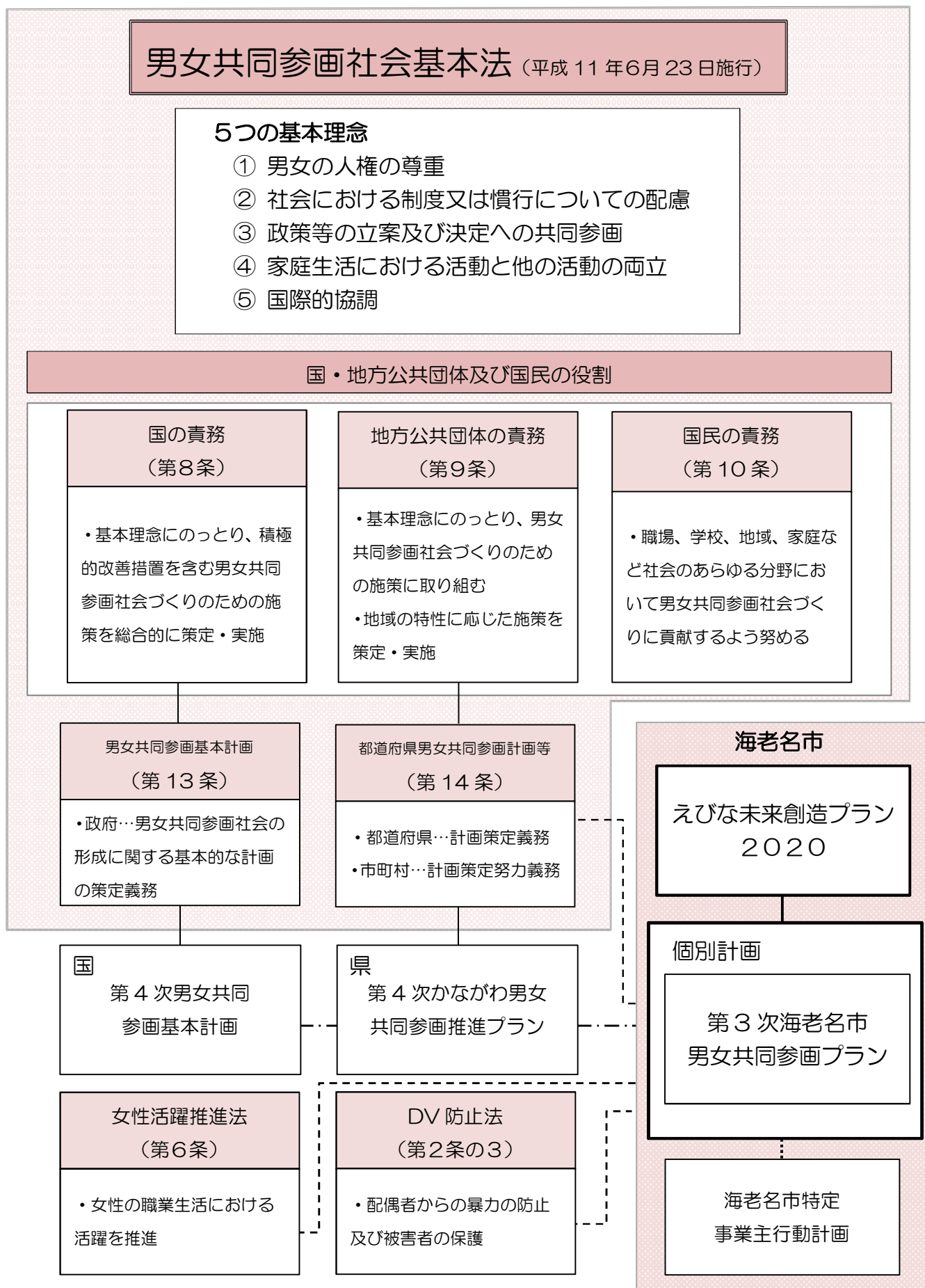
(3) 女性活躍推進法に基づく推進計画

国においては、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、国や地方公共団体が女性の活躍を推進することが義務化されました。本市はこの計画を女性活躍推進法第6条に基づく市町村推進計画として位置づけ、本市における女性の活躍を計画的に推進します。

(4) 海老名市における個別計画

この計画を、海老名市の最上位計画である「えびな未来創造プラン2020」の個別計画として位置づけます。また、「海老名市特定事業主行動計画」とも連携し、目標達成に努めます。

4 第3次海老名市男女共同参画プランの位置づけ



●●● 男女共同参画コラム① ●●●

男女共同参画の課題はさまざま
次々に新しい課題が

中央大学法学部教授
広岡守穂

男女共同参画は社会のさまざまな分野にまたがる課題です。いまでは、性の多様性が人びとの関心を集めています。SOGI や LGBT※ということばを知っている人も多くなり、同性婚を認める動きが広がっています。

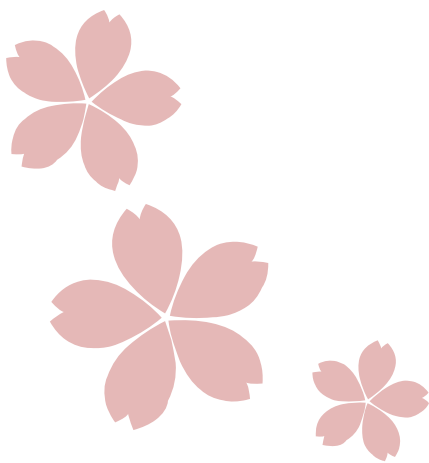
男女共同参画の中心にあるのは人権です。接客の職場で女性にかかとの高い靴をはかせるのはおかしい。長時間かかとの高い靴をはくのは本当につらい。受付で働く女性にだけメガネをかけることを禁じるのはおかしい。最近では、そういった声もあがっています。

男女雇用機会均等法が施行されたのが 1986 年、男女共同参画社会基本法が施行されたのは 1999 年でした。性差別についての考え方があきらかになり、性差別をなくすための方策が定められたのがこの時期でした。それ以後も、男女共同参画の課題は次々と浮上し、社会は変化しつづけています。家庭科男女共修、ドメスティック・バイオレンス（DV）、待機児童ゼロ、女性活躍推進などなど。

以前は専業主婦の女性たちが、男女共同参画を求める運動の先頭に立っていました。家庭の中での性別役割分業が切実な問題だったからです。しかし、その事情はいまでもそれほど大きく変わっていません。食事の支度やトイレの掃除をするのは相変わらず圧倒的に女性が多いのです。

変わっているようにみえて、なかなか変わらない。それが男女共同参画の現状です。だから、これからも粘り強く男女共同参画の推進に取り組んでいかなければなりません。

第2章 計画の概要





1 基本目標

「男女共同参画のまち海老名」

男女が共に助け合い、それぞれの能力を発揮できる、豊かで活力にあふれた「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」を目指した計画です。



2 計画の基本理念

国の「男女共同参画社会基本法」の基本理念（５ページ参照）を尊重しながら、以下の項目を海老名市の基本理念とし、市民及び事業者等と連携し男女共同参画を推進します。

- （１） 男女が性別によって差別的な扱いを受けず、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画でき、個人としての能力を発揮できるよう、男女双方の人権が尊重されること。
- （２） 社会の制度や慣行に根強く残っている固定的な性別役割分担意識に捉われることなく、家庭や職場等すべての分野で、男女が自由に活動できるよう配慮すること。
- （３） 男女がお互いに協力して、家事や子育て、介護等の家庭生活における活動を行い、家族としての役割を果たしながら、仕事や地域活動の両立が図られるようにすること。

3 基本方針

基本理念や男女共同参画に関する国の動向、市の課題等を踏まえた上で、次のとおり方針を明確にします。

(1) あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画について多くの市民に理解され、様々な分野において女性の参画が高まり、その能力が発揮されること。

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

市民がワーク・ライフ・バランスを実現させること。男女がお互いの性を尊重し、心身の健康について適切な知識を身につけること。

(3) 暴力の根絶と被害者への支援

配偶者間等における暴力やその相談機関についての市民の認識が高まるとともに、暴力が根絶されること。

4 計画期間

計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）の5年間とします。ただし、社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行います。

●●● 男女共同参画シンボルマーク ●●●

内閣府が決定したシンボルマークです。男女が手を取り合っている様子をモチーフとし、互いに尊重しあい、共に歩んでいけたら、という願いが込められています。



5 指標・数値的目標の設定

本計画を実効性のあるものとするため、近年の社会経済情勢や男女共同参画に関連する市の現状、これまでの取り組み等を踏まえ、指標を定め、数値的目標を設定します。

基本方針	指標	現状 (令和元年度)	目標
1 あらゆる分野における男女共同参画の推進	「男女共同参画社会」の認知度	42.7%	100%
	審議会等における女性の割合	26.8%	35%
2 仕事と生活の調和の実現	「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	32.4%	50%
	保育所等における待機児童数	50人	0人
3 暴力の根絶と被害者への支援	暴力防止に関する相談窓口の認知度	-	100%

●●● なぜ女性が必要なの？ ●●●

意思や方針の決定を話し合う場においては、男女の構成は半々であることが理想とされます。一方の性が少ないと、少数側の発言が、その人の意見ではなく「男の理屈」や「女の考え」であるという錯覚や誤解を与える危険があるからです。『企業のなかの男と女』等で知られるカンター教授（ハーバード大）は、「**組織を活性化するには少数派の比率が30%以上必要**」と述べています。教授の説に従えば、一方の性の比率が30%を下回らないことが共同参画の目安と考えられます。

また、平成27年12月に内閣府において策定された第4次男女共同参画基本計画でも、「指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待し、引き続き更なる努力を行う」と記載されています。



6 計画の体系

基本目標	基本方針	施策の方向	主要施策
男女共同参画のまち海老名	1 あらゆる分野における男女共同参画の推進	(1)市民への意識啓発	①男女共同参画に関する意識啓発
			②男女共同参画に関する情報の提供
			③多様な性に関する理解の促進
		(2)子どものための男女平等教育	④人権意識向上に向けた学習機会の提供
			⑤男女平等教育の充実
		(3)女性の人材育成	⑥女性の人材育成のための事業の充実
			⑦女性のキャリアサポート等の充実
		(4)政策・方針決定過程への女性の積極的な参画	⑧地域における女性の参画推進
			⑨防災分野における男女共同参画の推進
			⑩審議会等への女性登用の推進
	2 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)の実現	(5)働き方の改善	⑪ワーク・ライフ・バランスの啓発
			⑫仕事と家庭の両立支援等の推進
		(6)生涯を通じた健やかで安心な暮らし	⑬子育てに関する福祉サービスの充実
			⑭高齢者や障がい者に関する福祉サービスの充実
			⑮ひとり親家庭への支援
			⑯生涯を通じた健康支援
		(7)男性のための男女共同参画	⑰男性の家事・子育て・介護等への参画の推進
	3 暴力の根絶と被害者への支援	(8)配偶者等からの暴力の根絶	⑱ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者の自立支援の充実
			⑲DV被害者に対する相談・安全確保の充実
		(9)暴力の根絶のための予防啓発	⑳DV・デートDV防止に向けた啓発活動の充実
			㉑セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進

●●● 男女共同参画コラム② ●●●

海老名市をよりよいまちへ

特定非営利活動法人 かながわ女性会議

理事長 吉田洋子

ジェンダーの問題は女性だけに関わることでしょうか。実は多様な人に関わる問題です。

海老名市も女性を行政や民間などの意思決定の場に増やしていけば、女性のもとより誰にとっても暮らしやすい社会が生まれて来るのではないのでしょうか。

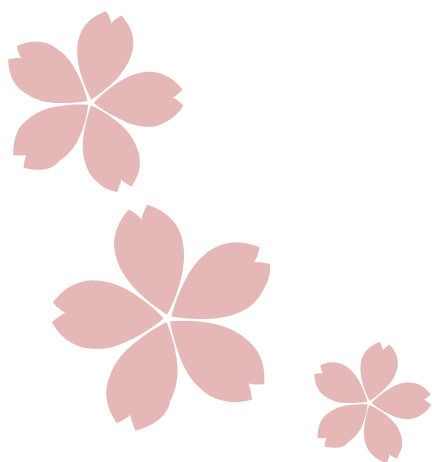
それには意識の改革が重要です。「男らしく女らしく」という固定観念は社会が作ったものであり、小さいころからジェンダーの問題について考え、もっと自由に生きることができるということを学ぶことが必要です。事実、学校などでの意識は変わってきているようです。しかし、社会ではまだまだ男女の役割分担意識が根強いままではないのでしょうか。

いくら女性の活躍といっても、ワーク・ライフ・バランスが実現できなければ女性も管理職になってまで働こうという意欲は出ません。さらに最近は、男性でも管理職にはなりたくないと思う人が増えているようです。若い人の中ではイクメンも増えてきていますが、年齢の高い男性の管理職であっても親などの介護の問題にぶつかってワーク・ライフ・バランスを考えざるを得ない場面に遭遇し、介護離職もじわじわと増えています。まさに働き方改革が必要です。卵が先かにわとりが先かという議論になりますが、働き方改革により適切なワーク・ライフ・バランスが実現すれば女性の管理職が増え、男性も働きやすい職場になるのではないのでしょうか。

海老名市も多様な人々が住むまちになってきています。性別や人種、さらには障がいがあるかないかに関わらず、多様な個性の力が発揮できる場を増やしていけば、皆が共生できるまちになっていくと思います。そういった多様性を認めていくことがダイバーシティ※です。ぜひ多様な生き方が選択できるまちを皆で目指して行きませんか。市民がいきいきと、ありのままで自分らしく暮らせるまち海老名が実現できたら素晴らしいと思います。

※49 ページ参照

第3章 施策の内容



基本方針 1 あらゆる分野における男女共同参画の推進

あらゆる分野における男女の活躍と、意思決定過程への女性の参画を促進するため、男女共同参画の意識を醸成します。

市民への情報提供を幅広く継続的にを行い、また、子どもの頃からの教育をはじめとして、家庭、学校、仕事、社会など様々な場면을捉えて学習機会の提供をします。

■ 実現すると

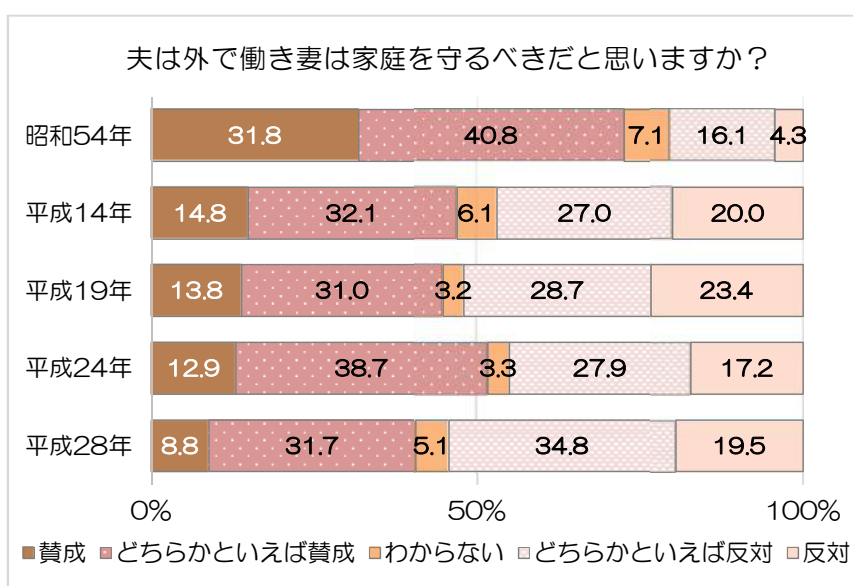
男女共同参画についての理解が深まることにより、男女ともに個性と能力を発揮し、様々な生き方を選択できる社会づくりが進みます。あらゆる場面で活躍する女性が増えることで意見や発想の多様化が進み、社会全体が活性化します。

■ 現状と課題

性別によって差別されたり固定的な役割を強制されたりすることなく、男女が社会のあらゆる場に参画し、それぞれの能力を発揮できる社会を実現するには、男性も女性もお互いの能力を認め合い、尊重しあうことが大切です。

しかし、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は、時代とともに薄れているものの、慣習やしきたりとして根強く社会に浸透しており、その解消のためには全ての人々が、男女共同参画の必要性について理解を深めることが求められます。そして、男性も女性も、社会や家庭で自立できる力をつける必要があります。

●●● 固定的な性別役割分担意識 ●●●



昭和 54 年の国の調査では賛成の割合が 7 割を占めていましたが、平成 14 年には反対が賛成を上回り、平成 19 年調査では反対が 5 割を超えました。平成 28 年調査でさらに反対の割合が増えました。

資料：内閣府・男女共同参画推進連携会議「ひとりひとりが幸せな社会のために～令和元年版データ～」

■ 指標

基本方針	指標	現状 (令和元年度)	目標
1 あらゆる分野における男女共同参画の推進	「男女共同参画社会」の認知度	42.7%	100%
	審議会等における女性の割合	26.8%	35%

施策の方向（１）市民への意識啓発

男女共同参画についての正しい認識と必要性を広めるためには、性別や年代を問わず多くの人が様々な機会を通じて、男女共同参画について知り、学ぶことが大切です。

男女がともに学習できる機会を提供し、家庭や地域での男女共同参画意識の向上を図り、男性も女性も個性や能力を十分に発揮できるような環境づくりに努めます。

また、多様な性を尊重する社会を実現するため、性的少数者（セクシャル・マイノリティ）に対する理解の促進をはかります。

■ 主要施策

① 男女共同参画に関する意識啓発

事業名	事業説明
男女共同参画に関する学習機会の提供	男女共同参画についての学習機会として、講演会や講座を実施します。
男女共同参画推進員の設置	男女共同参画推進員を公募し、事業の企画運営や情報紙への寄稿など、男女共同参画を推進する活動を行います。
市民との協働による男女共同参画の推進	男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行う市民団体を支援します。
男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進	保護者対象の家庭教育学級において男女共同参画の学習機会を設け、家庭における男女共同参画意識の向上を図ります。

② 男女共同参画に関する情報の提供

事業名	事業説明
男女共同参画に関する情報の提供	男女共同参画に関する認識を深め、広く知らせるために、情報紙の発行やホームページ等により情報を提供します。
男女共同参画に関する用語の周知	男女共同参画に関する用語集を発行し、ホームページ等により情報を提供します。

③ 多様な性に関する理解の促進

事業名	事業説明
多様な性に関する意識啓発	多様な性を尊重する社会の実現のために、情報紙やホームページの掲載等により市民へ啓発します。

● ● ● 多様な性 ● ● ●

性的指向に関して、「男性が男性を、女性が女性を好きになる」ことに対しては、根強い偏見や差別があり、苦しんでいる人々がいます。また、からだの性とところの性との不一致に悩みながら、周囲の心ない好奇の目にさらされ苦しんでいる人々がいます。

こうした性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要です。

「**LGBT**」は、性的少数者（セクシャル・マイノリティ）を表す言葉の一つとして使われます。

また、性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとった「**SOGI**」という表現もあります。▷

6色のレインボーフラッグは
LGBTのシンボルとされています



海老名市イメージキャラクター
えび～にゃ

▷ 性的指向とは、どのような性別の人を好きになるか、ということです。

これは自分の意志で選び取るというより、多くの場合思春期の頃に「気付く」ものです。

- ① 「Lesbian」(レズビアン、性的指向と性自認が女性で一致)
- ② 「Gay」(ゲイ、性的指向と性自認が男性で一致)
- ③ 「Bisexual」(バイセクシャル、性的指向が男性と女性)

性自認 (性の自己認識) とは、自分の性をどのように認識しているのか、ということです。

「心の性」と言われることもあります。多くの人は「身体の性」と「心の性」が一致していますが、「身体の性」と「心の性」が一致せず、自身の身体に違和感を持つ人々もいます。

- ④ 「Transgender」(トランスジェンダー、性自認と身体性が一致しない)

※LGBT は、①～④の言葉の頭文字をあわせたものです。

性的少数者 (セクシャル・マイノリティ) には、LGBT 以外にも、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人や、自分自身の性を決められない・分からない人など、様々な人々がいます。性は女／男だけに分けるものではなく、多様な性(性はグラデーション)があります。

性のありようは、次の4つの要素の掛け合わせです。

- ① 身体の性…戸籍に記載されている性別を指しますが、性分化疾患などもあり、実際の身体の性のありようは、単純に男女には二分できません。
- ② 心の性(性自認)…性自認とは「自分がどんな性別だと思うか」。身体と心の性が一致しない人(トランスジェンダー)や、男女のどちらでもないと思う人もいます。
- ③ 好きになる性(性的指向)…「どの性別が恋愛対象になるか」同性を好きになる人(ゲイ・レズビアン)、男女の両方を好きになる人(バイセクシュアル)などが含まれます。
- ④ 表現する性…服装やしぐさ、言葉づかいなど。やわらかな物腰の男性や、ジェンダーフリーなファッションスタイルなど、人によってそれぞれです。

施策の方向（２） 子どものための男女平等教育

これからの社会を担う子どもたちが、社会の中で固定的な性別役割分担意識に捉われることなく自分らしく生きていくためには、個人の個性や能力を尊重する人権教育や男女平等教育が必要です。学校や家庭における男女平等や男女共同参画に関する教育・学習機会を充実させてまいります。

■ 主要施策

④ 人権意識向上に向けた学習機会の提供

事業名	事業説明
人権講演会等の開催	男女のあらゆる人権意識の向上を図るため、人権講演会や人権教室を開催します。
教職員研修の充実	教える側の男女共同参画意識の向上のために、教職員対象の男女共同参画講座を実施します。

⑤ 男女平等教育の充実

事業名	事業説明
人権教育の一環としての男女平等教育	学校教育において、人権教育の一環として男女平等教育を推進します。
男女平等の視点に基づいた資料の提供	男女共同参画の視点を取り入れた、学校教育用資料を提供します。
男女平等の視点に基づいた生き方指導の充実	生徒が固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、個性と適性に応じた将来の生き方について学べるよう指導します。
性に関する指導・エイズ教育の実施	学校教育において、生命の創造、妊娠の経過、出産のしくみ等に関する正しい知識を適正に指導します。

施策の方向（３） 女性の人材育成

女性の社会進出を促進するためには、結婚・出産・育児で仕事を中断した女性や、就業経験のない女性への支援が必要です。女性がその能力を十分に発揮して、様々な分野への参画が可能となるよう、女性が活躍しやすい環境づくりを推進します。

■ 主要施策

⑥ 女性の人材育成のための事業の充実

事業名	事業説明
女性のエンパワメントの促進と人材育成	女性の社会進出が進むよう、講座・講演会等を通じて女性のエンパワメントを促進するとともに、人材の育成に努めます。
人材の情報提供	男女共同参画の視点に立って活動している女性の活動・活躍状況を紹介します。

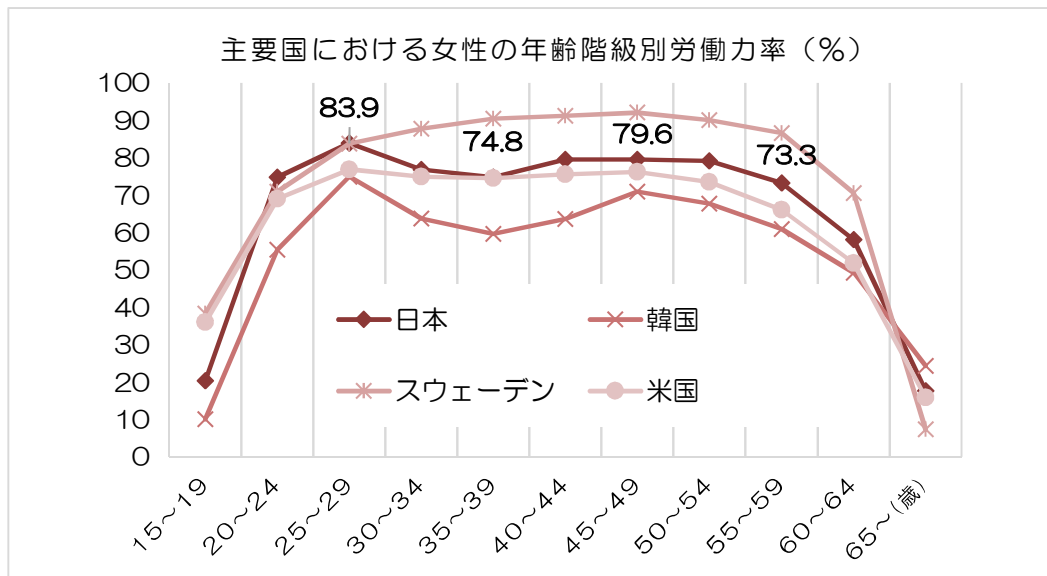
※女性のエンパワメント

女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

⑦ 女性のキャリアサポート等の充実

事業名	事業説明
女性のキャリアサポート事業	就職・再就職・起業等、就業を希望する女性に対し、キャリアサポートセミナー等の就業支援事業を実施します。
女性のキャリアアップ事業	企業の方針決定の場で活躍できる女性の人材を育成するためのスキルアップ講座等を実施します。

●●● M字カーブ ●●●



日本の女性労働者の年齢階級別の労働力率（15歳以上の人口に占める労働力人口の割合）を折れ線グラフで表すと、30歳代でいったん落ち込むM字型を描きます。この**M字カーブ**は結婚・出産・育児の期間は、仕事を辞めて家事・育児に専念し、子育てが終了した時点で再就職するという、日本の女性のライフスタイルを表すものです。平成30年には非労働力人口のうち237万人もの女性が就業を希望しており、それが実現すれば労働力率の上昇につながります。男女共同参画社会を推進するためには、この折れ線グラフが逆U字型に変わっていく必要があります。

資料：内閣府「令和元年度男女共同参画白書」

●●● 男女共同参画に関する情報 ●●●



海老名市は、男女共同参画に関する様々な発行物を作成しています。

- 男女がともに歩む情報紙「はばたき」
- この言葉、知っていますか？「男女共同参画用語集」など

海老名市イメージキャラクター
えび～にゃ



他にも、セミナーや講演会など、市のホームページでは男女共同参画に関する様々な情報を配信しています。イベントについては、今後も広報えびなやホームページ、えびなメールサービスでお知らせしていきます。皆様、ぜひチェックしてみてください♪



市 HP QR コード

施策の方向（４） 政策・方針決定過程への女性の積極的な参画

あらゆる分野にて、性別に捉われずに適性を活かし、意欲を持って活躍できるよう、様々な分野における女性の活躍を支援します。

■ 主要施策

⑧ 地域における女性の参画推進

事業名	事業説明
地域活動団体等の役員への女性登用の促進	P T A ・自治会などの地域団体や商工団体等、地域における多様な方針決定過程への女性の参画拡大を図るべく啓発を行います。
女性農業者グループ育成事業	女性の農業経営への参加意欲の向上や組織強化を図るため、女性農業者育成活動への支援を行います。

⑨ 防災分野における男女共同参画の推進

事業名	事業説明
防災分野への女性の参画	防災講演会等に男女共同参画の視点も盛り込み、実施します。
地域防災計画の見直し	避難所マニュアル等の作成において、男女共同参画の視点も盛り込みます。
女性防火推進員の活躍支援	海老名市女性防火推進員の防火・防災に関する研修会や訓練等の事業を実施します。

⑩ 審議会等への女性登用の推進

事業名	事業説明
審議会等委員への女性の参画推進	男女の意見を政策形成の場へ反映させるため、審議会等の委員構成において、男女いずれか一方の性に偏ることがないよう配慮します。
審議会等における女性登用の実態調査の実施	現状を把握するための実態調査を毎年行い、改善につなげます。

● ● ● ジェンダー・ギャップ指数 ● ● ●

男女格差の大きさを国別に比較したスイスの非営利財団「世界経済フォーラム（WEF）」による、「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数」が2019年12月に発表されました。日本は、調査対象となった世界153カ国のうち、121位（前年は110位）でした。

日本は政治参画と経済参画の遅れが課題になっており、健康では40位に位置しているものの、政治では144位と特に低く、全体としては主要7カ国（G7）の中で最低でした。

あらゆる場面での意思決定の場により多くの女性が参画し、多様な声が反映されるよう環境を整えることが早急に求められています。

順位	国名	前年順位
1	アイスランド	1
2	ノルウェー	2
3	フィンランド	4
4	スウェーデン	3
5	ニカラグア	5
⋮	⋮	⋮
121	日本	110



分野ごとの順位（日本）

分野	順位	ギャップ指数
政治	144位	0.049
経済	115位	0.598
教育	91位	0.983
健康	40位	0.979
総合	121位	0.652

資料：Global Gender Gap Report 2020



基本方針2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

仕事、家庭生活、地域生活、自己啓発、趣味などの様々な活動を、ライフステージに応じて自らの希望に沿って展開できる社会の実現を目指します。

また、男女で異なる健康上の問題があることをお互いに理解し、生涯を通じて健康に過ごせる社会を目指します。

■ 実現すると

男女がともに自らが希望するバランスで、仕事と家庭、地域、趣味など様々な活動ができる、充実した生活を送ることができます。仕事と家庭を両立し、子どもを安心して産み、育てることのできる社会になります。

■ 現状と課題

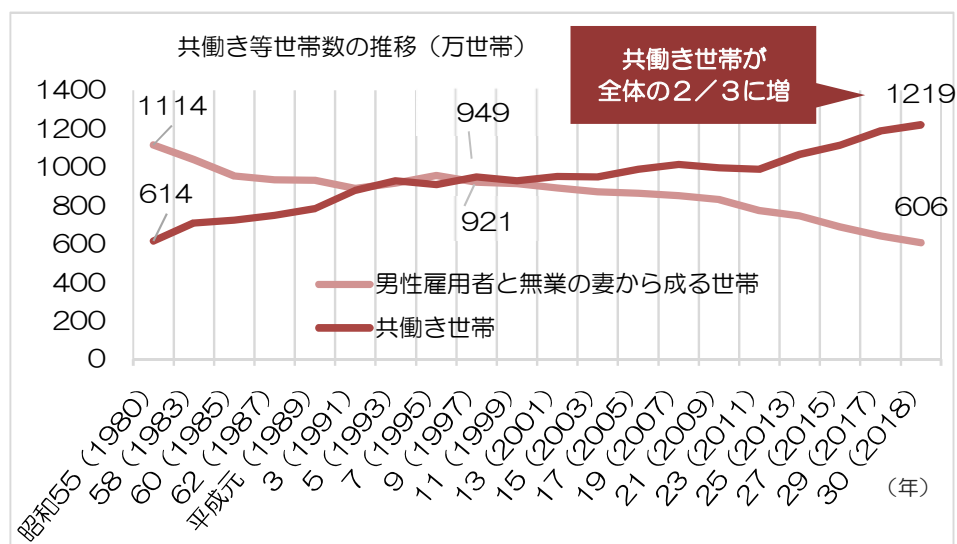
家庭における役割分担においては、女性が家事や育児、介護などの家庭生活の大部分を担っているという現状があります。仕事と家庭の両立の困難さを理由に仕事を続けることをあきらめてしまう女性も多く、就業の場で女性の定着が進まない大きな要因となっています。一方で男性の労働時間は長時間化する傾向にあり、男性が積極的に育児等の家庭生活へ参画できないことも問題となっています。また、少子高齢化が進み、核家族化など家族形態が多様化している現代では、育児や介護に対しての負担感が増しています。

男女ともに、自らが希望するバランスで、仕事と生活の調和を進めるためには、労働時間や育児、介護についての理解の促進と、保育所等の施設整備などの環境整備が必要です。

● ● ● 共働き世帯数の推移 ● ● ●

夫婦共に雇用者の共働き世帯は年々増加し、平成30（2018）年には、共働き世帯が1,219万世帯、男性雇用者と無業の妻から成る世帯が606万世帯となっています。

資料：内閣府「令和元年度男女共同参画白書」



■ 指標

基本方針	指標	現状 (令和元年度)	目標
2 仕事と生活の 調和の実現	「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	32.4%	50%
	保育所等における待機児童数	50人	0人

施策の方向（５）働き方の改善

男女がともに、ライフステージや家庭の事情などに応じて、自らが希望するバランスで働けるよう、就業する側だけでなく、雇用する側への啓発も行い、双方の理解を深めるとともに、就業環境の改善を図ります。

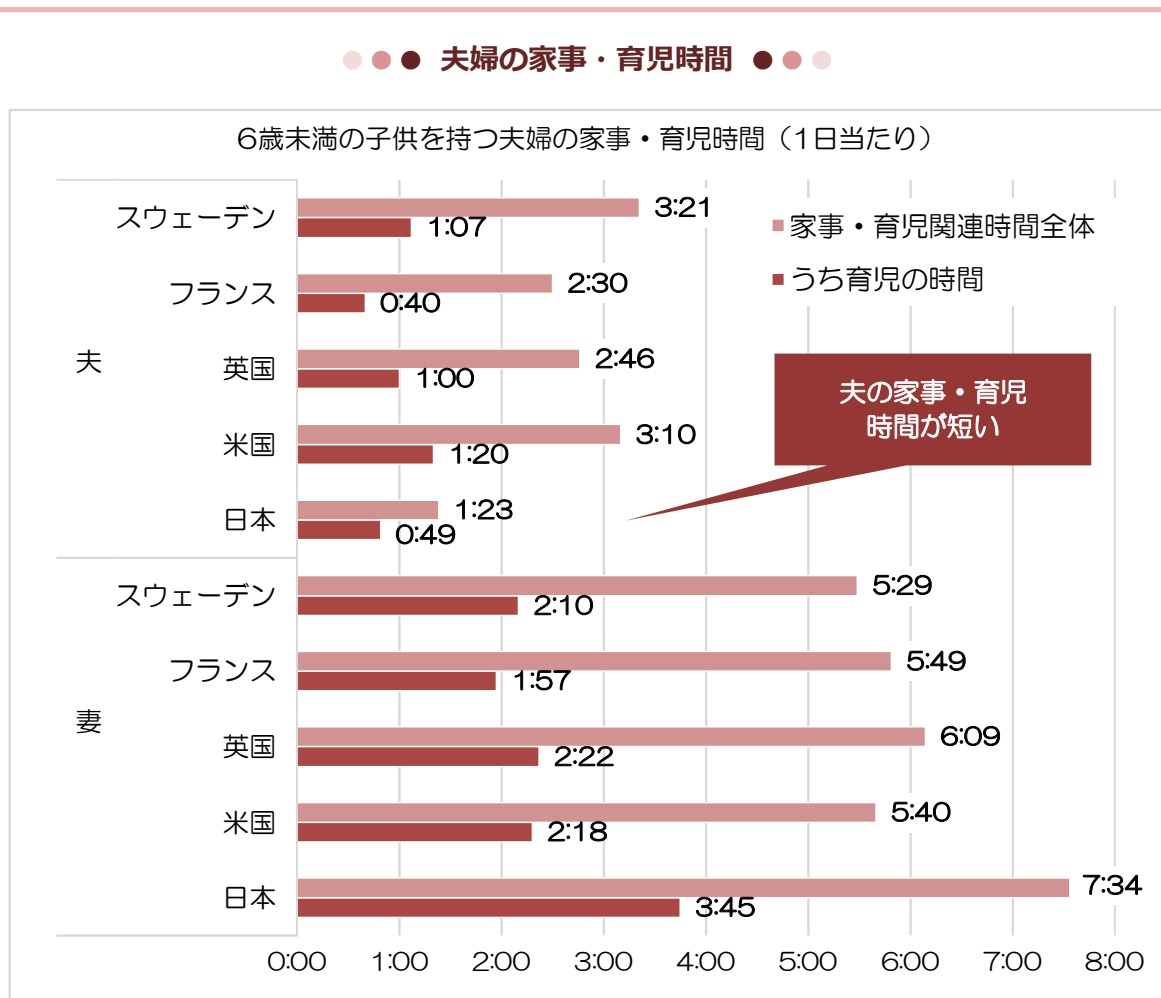
■ 主要施策

⑪ ワーク・ライフ・バランスの啓発

事業名	事業説明
ワーク・ライフ・バランスの啓発資料の作成	ワーク・ライフ・バランスの必要性を示すとともに、長時間労働の見直しや育児休業制度が定着するよう、啓発を行います。
男女共同参画推進事業所の訪問、情報提供	男女共同参画の推進（家庭と仕事の両立支援や女性の活躍する職場づくり）等に積極的な事業所を訪問し、情報紙等でPRします。
女性の活躍推進事業所の表彰	女性の能力を活用し、男女がともに働きやすい職場環境づくりを積極的に進めている市内事業所を表彰します。

⑫ 仕事と家庭の両立支援等の推進

事業名	事業説明
労働講座の開催	男女雇用機会均等法の趣旨を踏まえ、法の周知徹底を図るとともに、男女ともに能力を発揮できるよう労働講座を開催します。
ワーク・ライフ・バランス講座の開催	ワーク・ライフ・バランスの促進のため、講座を開催します。



6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児関連に費やす一日当たりの時間で見ると、日本は他の先進国と比較して、夫の家事・育児が大幅に短い時間にとどまっています。一方で、妻の家事・育児時間は際立って長く、役割分担に偏りが見られます。

資料：内閣府「令和元年度男女共同参画白書」

施策の方向（６） 生涯を通じた健やかで安心な暮らし

子育てや介護等に関する福祉サービスやひとり親家庭への支援を充実し、家庭生活の負担の軽減を図ります。また、妊娠・出産などに関わる女性の健康の保持・増進に向けた支援を行い、生涯を通じた男女の健康を支援します。

■ 主要施策

⑬ 子育てに関する福祉サービスの充実

事業名	事業説明
保育所の整備等促進	待機児童を解消するとともに、多様な保育ニーズに対応するため、保育所の整備等を「第２期海老名市子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施します。
多様なニーズに対応した保育サービスの充実	保育ニーズの多様化に対応するため、休日保育、延長保育、病児・病後児保育、預かり保育を「第２期海老名市子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施します。
子育て支援センター事業の充実	育児相談、育児情報を提供し、子育てサークルや地域子育て支援拠点事業を促進する子育て支援センター事業を実施します。
ファミリーサポートセンター事業の充実	育児援助活動の調整や会員の研修、会員間の交流を行います。
あそびっ子クラブ・まなびっ子クラブの実施	小学校の体育館やグラウンド、余裕教室等を活用した遊びの場・学びの場を提供することで、放課後の活動支援・学習機会の提供を行います。
児童健全育成対策事業（学童保育）の充実	小学校区全てに設置された学童保育施設に対し、環境整備等の充実を図ります。

※ファミリーサポートセンター事業

地域の子育て支援活動をサポートするため、育児の援助を希望する人（利用会員）と、育児の援助を行う人（援助会員）で構成される有償ボランティアの会員組織の相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

育児援助の例…保育施設への送り迎え、保育施設の時間外や学校の放課後における預かり等。

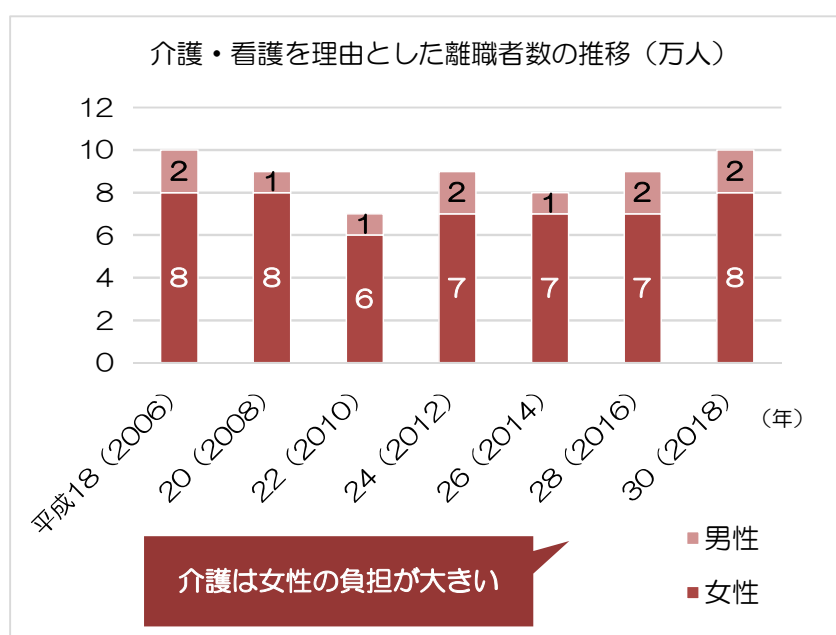
⑭ 高齢者や障がい者に関する福祉サービスの充実

事業名	事業説明
介護保険サービスの充実	訪問介護、デイサービス事業、短期入所事業等を「えびな高齢者プラン21」に基づき実施します。
障がい者と障がい者の家族の支援	移動支援や日中一時支援等、障がい者と障がい者の家族を支援する事業を「海老名市障がい者福祉計画」に基づき実施します。

⑮ ひとり親家庭への支援

事業名	事業説明
ひとり親家庭の自立に向けた経済的支援	ひとり親家庭の自立支援のため、母(父)子等に対して福祉資金の貸付や家賃助成、医療費助成等様々な支援を行います。
ひとり親家庭への就業支援	母(父)子家庭の母(父)を対象とした就業相談を行います。職業能力開発等の資格の取得にあたっては、受講料の一部支援や生活費の助成を行います。

● ● ● 介護・看護による離職 ● ● ●



介護・看護を理由として1年以内に離職した者の状況は、平成22年度から増加傾向にあり、平成30年には10万人に上ります。その内訳は女性8万人、男性2万人となっており、女性の負担が圧倒的に重くなっています。

資料：内閣府「令和元年度男女共同参画白書」

⑩ 生涯を通じた健康支援

事業名	事業説明
妊娠健康診査の実施	妊婦の健康診査や、健康相談を実施します。
新生児訪問指導等の実施	母子の健康保持のため助産師や保健師による家庭訪問を行います。
両親教室の実施	母子健康教育として妊娠・出産・育児について正しい知識の普及啓発を行い、初めて母親、父親になる人に対しても妊娠中の不安を軽減し、安全な出産・育児ができるように支援します。
各種健康診査の実施	男性特有の前立腺がん、女性特有の子宮がん・乳がん等の検診を実施し、早期発見につなげます。
健康教室の開催	男女ともに心身の健康が保たれるよう講座を開催します。
高齢者向け健康講座の開催	65歳以上の高齢者の介護予防や健康維持・増進、仲間づくりを促進するための介護予防教室や健康講座を実施します。

●●● 子育て応援サイト HUGHUG えびな ●●●

HUGHUG えびなは、子育てに関する情報をわかりやすく配信しているサイトです。市の行政サービスや緊急時の連絡先、地域のイベント情報など、パパ&ママとお子さまの生活にピッタリの情報がお知らせされます。

WEB

で 検索

<http://ebina-city.mamafre.jp>



アプリをダウンロードすると、さらに大切な情報を見落とすことがなくなります。

※発行時点

施策の方向（７） 男性のための男女共同参画

男女共同参画社会は女性のためだけでなく、男性のためにも重要です。「男は家族を養って一人前」、「男は強くなければならない」等、実は、男性も固定的な性別役割分担意識の影響を受けてきたといえます。こうした男性自身の固定的な性別役割分担意識を解消することで、男性にとって暮らしやすくなると考えられることから、男性のための男女共同参画の意義と、家庭生活や地域社会への参加・参画を重視した普及啓発を行います。

■ 主要施策

⑰ 男性の家事・子育て・介護等への参画の推進

事業名	事業説明
男性の家事・地域活動への参加の促進	男性の固定的な性別役割分担意識の変化を促すため、家事や地域活動への参加を推奨する講座等を開催します。
男性の育児参加の促進	男性の育児への係わりを深めるため、講座等への父親の参加を呼びかけ、啓発活動等を実施します。

●●● 子育て中の夫の家事・育児参加率 ●●●

6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児1日当たりの行動者率で見ると、家事については共働きの世帯で約8割、夫が有業で妻が無業の世帯で約9割の夫が行いません。育児については、妻が就業している・していないに関わらず、約7割の夫が行っていません。

資料：内閣府「令和元年度男女共同参画白書」

6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児の行動率（％）		
■ 行動 ■ 非行動		
共働きの夫	家事 平成23（2011）年	19.5 80.5
	家事 平成28（2016）年	23.3 76.7
	育児 平成23（2011）年	32.8 67.2
	育児 平成28（2016）年	31.0 69.0
妻が無業の夫	家事 平成23（2011）年	12.2 87.8
	家事 平成28（2016）年	14.0 86.0
	育児 平成23（2011）年	29.6 70.4
	育児 平成28（2016）年	29.6 70.4

基本方針3 暴力の根絶と被害者への支援

異性からの暴力を未然に防ぐとともに、被害者の自立に向けた支援を充実・強化することで、異性に対する暴力の根絶を目指します。

また、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）等による人権侵害についての理解を深めることで、あらゆる暴力を許さないという意識の醸成を図ります。

■ 実現すると

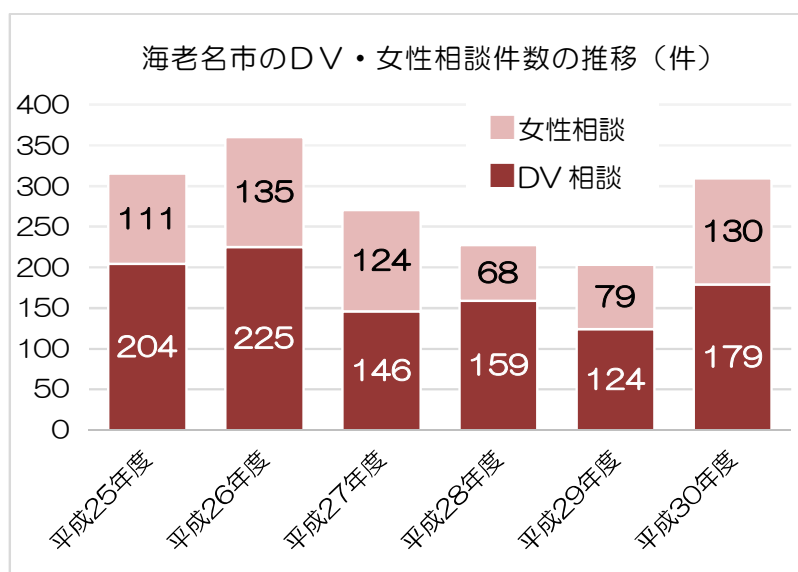
男女の人権が尊重され、安心な生活を送ることができ、心身ともに健やかに生きることのできる社会になります。

■ 現状と課題

ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害者の多くは女性であり、被害は複雑化・多様化しています。異性への暴力は、重大な人権侵害であり、暴力防止と被害者の自立に向けた支援や、適切な情報提供にさらに取り組む必要があります。

また、近年では、デートDV（交際相手からの暴力）の問題も顕在化しており、若い世代への意識啓発も重要です。

●●● DV・女性相談件数 ●●●



海老名市のDV相談等の件数は平成27年度から減少傾向にありましたが、毎年200件を超えており、平成30年度は急増しています。被害者の支援においては、専門性やきめ細かいケアが求められるため、関連機関・団体と連携し、これらのニーズに的確に応えていく必要があります。

■ 指標

基本方針	指標	現状 (令和元年度)	目標
3 暴力の根絶と 被害者への支援	暴力防止に関する相談窓口の認知度	-	100%

施策の方向（８）配偶者等からの暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）は、重大な人権侵害であり、家庭内で行われるため同居する子どもにも重大な影響を及ぼします。暴力に悩む女性などを支援するため、関係機関と連携して、相談・一時保護・自立に向けた切れ目のない支援の充実に取り組みます。

■ 主要施策

⑱ ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）被害者の自立支援の充実

事業名	事業説明
ＤＶ被害者の総合対策の推進 (相談・緊急一時保護・自立支援)	ＤＶ防止法に基づき、配偶者等からの暴力被害者を迅速かつ適切に支援するため、相談・一時保護、自立支援を実施します。
被害者の立場に立った自立支援	各種窓口で被害者本人による手続きが必要な場合には、必要に応じ相談員や職員が協力します。
経済的な支援	経済的自立と生活意欲の助長を促すため、生活保護制度等の経済的支援の活用を図り困窮者を支援します。

●●● 女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク ●●●

内閣府が決定したシンボルマークです。女性が腕をクロスさせた姿がモチーフで、表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。



⑬ DV被害者に対する相談・安全確保の充実

事業名	事業説明
相談員及び職員の資質の向上	女性相談員や相談業務に関わる職員の資質向上を図るため、研修会等に参加します。
関係機関との連携強化	相談内容に応じた適切な対応ができるよう、関係機関との連携を強め、情報の共有化に努めます。
提案・苦情への対応	配偶者暴力の防止や被害者支援に関する市民からの提案、被害者からの苦情の申立に対し、適切に対応します。

●●● 様々なドメスティック・バイオレンス ●●●

ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、配偶者・パートナー間の暴力をいいます。その中でも**デートDV**は、恋人間の暴力のことで、学生や若い世代に増えていると言われます。また、子どもの目の前での暴力は、**子どもへの心理的虐待**にあたります。

一口に「暴力」といっても、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれます。政府の調査によると、女性の約3人に1人は配偶者から被害を受けたことがあるそうです（内閣府「男女間における暴力に関する調査」平成29年度）。

DVに苦しんでいても、「迷惑をかけたくない」と我慢してしまう人がいます。もしそんな人がいたら、「あなたは悪くない」と声をかけてください。そして、暴力に関する相談機関や警察に相談するよう呼びかけてください。

身体的暴力 殴る、蹴る、首を絞める、物を投げる、煙草の火を押し付ける など

精神的暴力 怒鳴る、脅かす、何を言っても無視する、執拗に浮気を疑う

外出や人づきあいを制限する、電話をかけさせない、家族に会わせない
子どもや家族に危害を加えると言って脅す、目の前でものを壊す など

経済的暴力 生活費を渡さない、仕事をやめさせようとする、借金を重ねる など

性的暴力 性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する など

参考：内閣府「ドメスティック・バイオレンス（DV）とは」

施策の方向（９） 暴力の根絶のための予防啓発

セクシュアル・ハラスメントやデートDV等、あらゆる暴力の防止対策の支援等に取り組み、相談窓口の周知に努めます。

■ 主要施策

⑳ DV・デートDV防止に向けた啓発活動の充実

事業名	事業説明
ドメスティック・バイオレンス（DV）防止に向けた広報・啓発活動の推進	ドメスティック・バイオレンス（DV）に対する正しい認識を広めるため、広報や情報紙により周知します。
DV・デートDVを未然に防ぐための啓発	特に若い世代への啓発促進を目的とするDV・デートDVを防止するための情報提供をします。

●●● 自分も相手も大切にするコミュニケーション ●●●

結婚生活の中で起こる様々な出来事を二人で乗り越えていくために必要なのが、自己理解とパートナーへの理解、そして二人の絆を深める十分なコミュニケーションです。

「アサーティブな自己表現」とは、自分も相手も尊重するコミュニケーション理念です。相手には自分とは異なる感情や考えがあることを認め、相手の話に耳を傾けながら、自分の気持ちを相手に伝えるための自己表現です。

夫婦やパートナー間に起こるストレスを緩和し、幸せな生活を送ることができれば、DVや様々なトラブルの未然防止になるかもしれません（もちろん全ての暴力を許してはいけません。暴力をふるわれたらお近くの相談窓口へ相談しましょう）。

自分の気持ちを伝える時のポイント

- 「私はこう思う」と「**I（アイ）＝私**」を主語にして言葉で伝える
- 「**聴くこと**」は話すことと同じくらい重要なコミュニケーションだと考える

参考：神奈川県「幸せな家庭を築く夫婦のコミュニケーション」平成31年4月

②① セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進

事業名	事業説明
セクシュアル・ハラスメント等防止のための啓発	セクシュアル・ハラスメント等を防止するため、情報紙への掲載等により啓発します。
相談窓口の周知	DVやセクシュアル・ハラスメント等を防止するための相談窓口に関する情報提供を行います。

●●● セクシュアル・ハラスメント ●●●

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）とは、相手の了解を求めたり得たりせずに、性的な嫌がらせを行うことをいいます。男性から女性だけでなく、女性から男性に対して行われる性的な嫌がらせもセクハラに該当します。また、**マタニティ・ハラスメント**（マタハラ）とは、妊娠・出産した女性に対する職場での嫌がらせのことで、出産後の就業継続を妨げる大きな要因になっています。

職場におけるセクハラ等の被害は、コミュニケーション不足やモラルの低下によって発生します。多くの場合、加害者と被害者の関係性は不平等で、権力構造では加害者側が優位にあることから、セクハラは**パワー・ハラスメント**（パワハラ。権力や立場を利用した嫌がらせ）とも関係があります。政府の調査によると、働く人の相談の中でセクハラに関する内容は最も多く、全体の約3割をも占めています（厚生労働省「都道府県労働局雇用環境・均等部（室）での法施行状況」平成30年度）。セクハラに関する訴訟は、損害賠償も高額化の傾向にあります。もしもハラスメントを受けたら、人事労務の担当者や信頼できる上司、労働組合やお近くの労働局へ相談しましょう。

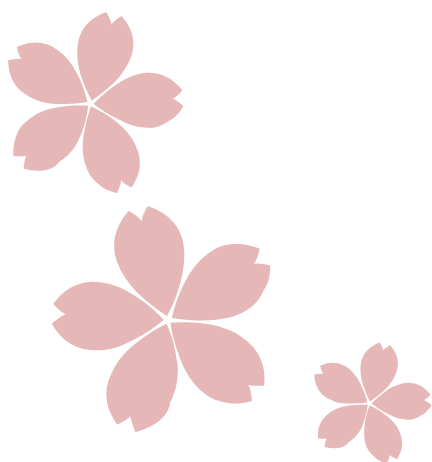
セクハラの種類

環境型 触る、いやらしい冗談を言う、衣服を脱ぐことの強要

代償型 職務上の地位を利用、または代償・対価として性的要求が行われるもの
例：経営者から性的な関係を要求され、拒否したら解雇された。

参考：厚生労働省「職場でのハラスメントでお悩みの方へ」

第4章 推進体制と進行管理



1 推進体制

(1) 海老名市男女共同参画協議会

男女共同参画計画の推進において、市民の視点を加えることで事業に対する客観性や信頼性を高めるため、市民や各種団体の代表者で構成する「男女共同参画協議会」を設置します。

(2) 海老名市男女共同参画行政推進会議

市職員で構成する「男女共同参画行政推進会議」を開催し、男女共同参画の視点を持って事業を推進できるよう市役所全体で取り組みます。

(3) 海老名市男女共同参画推進員

「男女共同参画推進員」を公募し、事業の企画運営や啓発紙の作成など、男女共同参画を推進する活動を行います。

(4) 審議会等における男女共同参画の推進

市民意見を市政に反映するため、政策や方針を決定する重要な役割を担う審議会等への市民参加など、「海老名市市民参加条例」に基づき推進していくとともに、女性委員の積極的な登用にも配慮していきます。

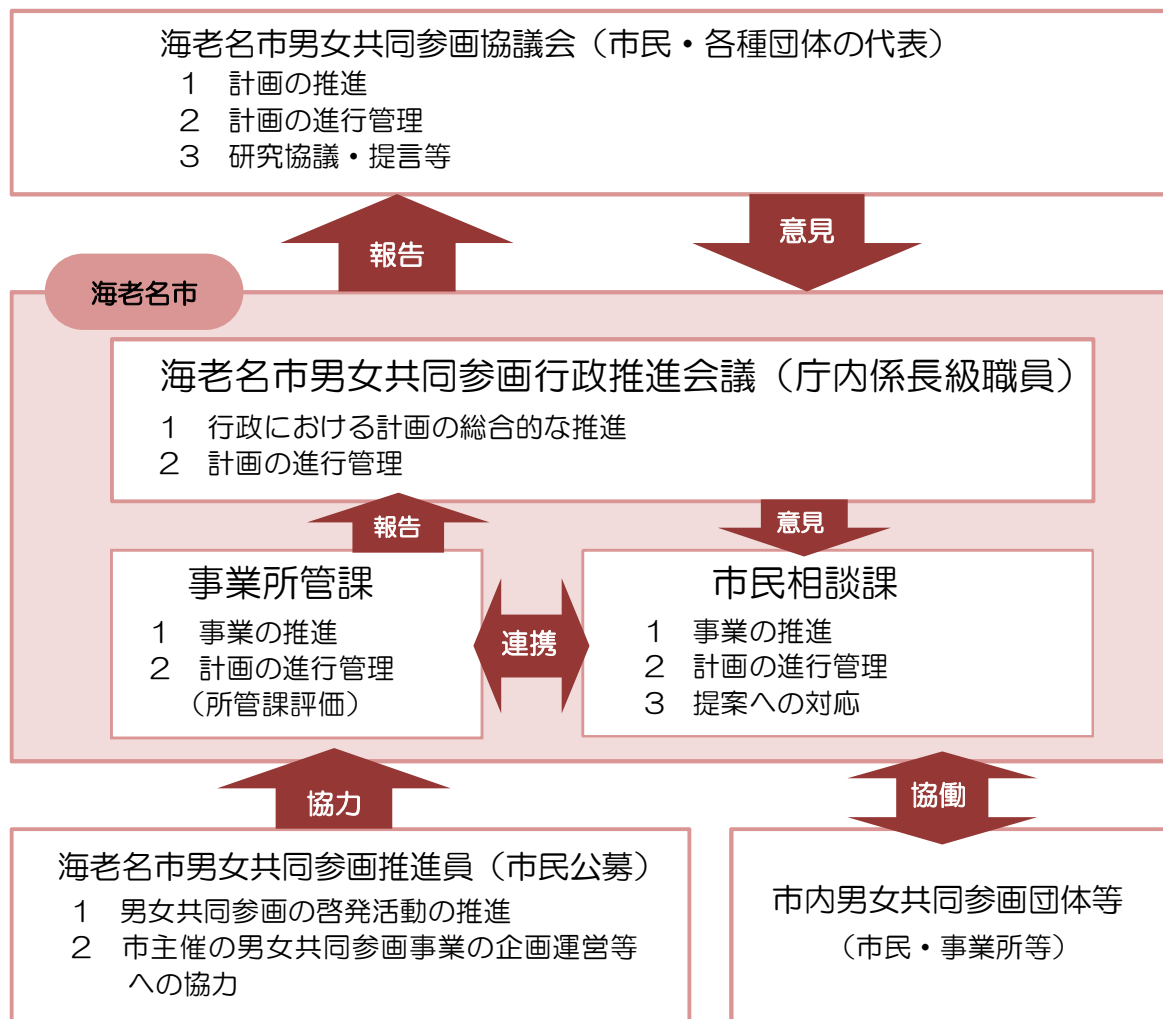
(5) 市の男女共同参画施策への提案

市の男女共同参画施策をより幅広く着実に推進するため、市が実施する男女共同参画施策または事業に関する市民からの提案に対し、適切に対応します。

(6) 市役所の男女共同参画推進に向けた取り組みの強化

男女共同参画を推進し、事業を効果的に推進していくためには、市役所内部の男女共同参画意識の浸透が欠かせません。そして、市役所自体が男女共同参画の職場を実践することで、市内事業所や市民へのモデルともなります。市職員全体が男女共同参画社会の必要性について十分に認識し、「海老名市特定事業主行動計画」と連携を取りながら、全庁的に男女共同参画を推進します。

市役所が取り組む重点目標	現状 (平成30年度)	目標値
市役所管理職（課長相当職以上）における女性割合	23%	25%
市役所男性職員の育児休業取得率	0%	10%
市役所職員の年次有給休暇の取得	年間平均11日	年間平均100時間



2 進行管理

本計画では、事業所管課における事業の進捗状況を確認・把握するため、報告書を毎年度作成し、ホームページ等で市民へ公表します。また、進行管理をするための組織を設置し、計画の実施状況の把握や点検を継続して行います。

（１）事業所管課による評価

本計画の事業所管課が、前年度実施した事業の進捗状況をまとめ、それに自課による評価を行い、評価書を作成します。

（２）「海老名市男女共同参画行政推進会議」による評価

本計画の事業所管課等の係長級職員を中心に構成される「海老名市男女共同参画行政推進会議」において、事業所管課の評価書に対する意見・提言を行います。

（３）「海老名市男女共同参画協議会」による評価

市民の視点を加えることで事業評価に対する客観性や信頼性を高めるため、市民の代表や各種団体から推薦された方で構成される「海老名市男女共同参画協議会」にて、行政の評価結果に対し意見・提言を行います。

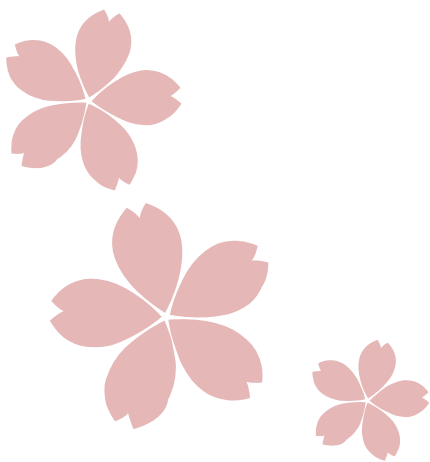
3 所管課別事業一覧

担当課	事業名	施策
危機管理課	防災分野への女性の参画	1-(4)-⑨
	地域防災計画の見直し	1-(4)-⑨
市民相談課	男女共同参画に関する学習機会の提供	1-(1)-①
	男女共同参画推進員の設置	1-(1)-①
	市民との協働による男女共同参画の推進	1-(1)-①
	男女共同参画に関する情報の提供	1-(1)-②
	男女共同参画に関する用語の周知	1-(1)-②
	多様な性に関する意識啓発	1-(1)-③
	人権講演会等の開催	1-(2)-④
	女性のエンパワメントの促進と人材育成	1-(3)-⑥
	人材の情報提供	1-(3)-⑥
	女性のキャリアサポート事業	1-(3)-⑦
	女性のキャリアアップ事業	1-(3)-⑦
	地域活動団体等の役員への女性登用の促進	1-(4)-⑧
	審議会等委員への女性の参画推進	1-(4)-⑩
	審議会等における女性登用の実態調査の実施	1-(4)-⑩
	ワーク・ライフ・バランスの啓発資料の作成	2-(5)-⑪
	男女共同参画推進事業所の訪問、情報提供	2-(5)-⑪
	女性の活躍推進事業所の表彰	2-(5)-⑪
	ワーク・ライフ・バランス講座の開催	2-(5)-⑫
	男性の家事・地域活動への参加の促進	2-(7)-⑰
	D V被害者の総合対策の推進（相談・緊急一時保護・自立支援）	3-(8)-⑱
	被害者の立場に立った自立支援	3-(8)-⑱
	相談員及び職員の資質の向上	3-(8)-⑲
	関係機関との連携強化	3-(8)-⑲
	提案・苦情への対応	3-(8)-⑲
	ドメスティック・バイオレンス(D V)防止に向けた広報・啓発活動の推進	3-(9)-⑳
	D V・デートD Vを未然に防ぐための啓発	3-(9)-㉑
	セクシュアル・ハラスメント等防止のための啓発	3-(9)-㉑
	相談窓口の周知	3-(9)-㉑
健康推進課	各種健康診査の実施	2-(6)-⑯
	健康教室の開催	2-(6)-⑯
介護保険課	介護保険サービスの充実	2-(6)-⑭

担当課	事業名	施策
子育て相談課	子育て支援センター事業の充実	2-(6)-⑬
	ファミリーサポートセンター事業の充実	2-(6)-⑬
	男性の育児参加の促進	2-(7)-⑰
生活支援課	経済的な支援	3-(8)-⑱
地域包括ケア推進課	高齢者向け健康講座の開催	2-(6)-⑯
障がい福祉課	障がい者と障がい者の家族の支援	2-(6)-⑭
国保医療課	ひとり親家庭の自立に向けた経済的支援	2-(6)-⑮
こども育成課	ひとり親家庭の自立に向けた経済的支援	2-(6)-⑮
	ひとり親家庭への就業支援	2-(6)-⑮
	妊娠健康診査の実施	2-(6)-⑯
	新生児訪問指導等の実施	2-(6)-⑯
	両親教室の実施	2-(6)-⑯
保育・幼稚園課	保育所の整備等促進	2-(6)-⑬
	多様なニーズに対応した保育サービスの充実	2-(6)-⑬
商工課	労働講座の開催	2-(5)-⑫
農政課	女性農業者グループ育成事業	1-(4)-⑧
予防課	女性防火推進員の活躍支援	1-(4)-⑨
就学支援課	性に関する指導・エイズ教育の実施	1-(2)-⑤
教育支援課	人権講演会等の開催	1-(2)-④
	教職員研修の充実	1-(2)-④
	人権教育の一環としての男女平等教育	1-(2)-⑤
	男女平等の視点に基づいた資料の提供	1-(2)-⑤
	男女平等の視点に基づいた生き方指導の充実	1-(2)-⑤
学び支援課	男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進	1-(1)-①
	あそびっ子クラブ・まなびっ子クラブの実施	2-(6)-⑬
	児童健全育成対策事業（学童保育）の充実	2-(6)-⑬
市民相談課	「男女共同参画社会」の認知度	指標・数値的目標の設定
	審議会等における女性の割合	指標・数値的目標の設定
	「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	指標・数値的目標の設定
	暴力防止に関する相談窓口の認知度	指標・数値的目標の設定
保育・幼稚園課	保育所等における待機児童数	指標・数値的目標の設定
職員課	市役所管理職（課長相当職以上）における女性割合	推進体制と進行管理
	市役所男性職員の育児休業取得率	推進体制と進行管理
	市役所職員の年次有給休暇の取得	推進体制と進行管理

※掲載内容は発行時点のものです。内容等は変更されることがあります。

付属資料



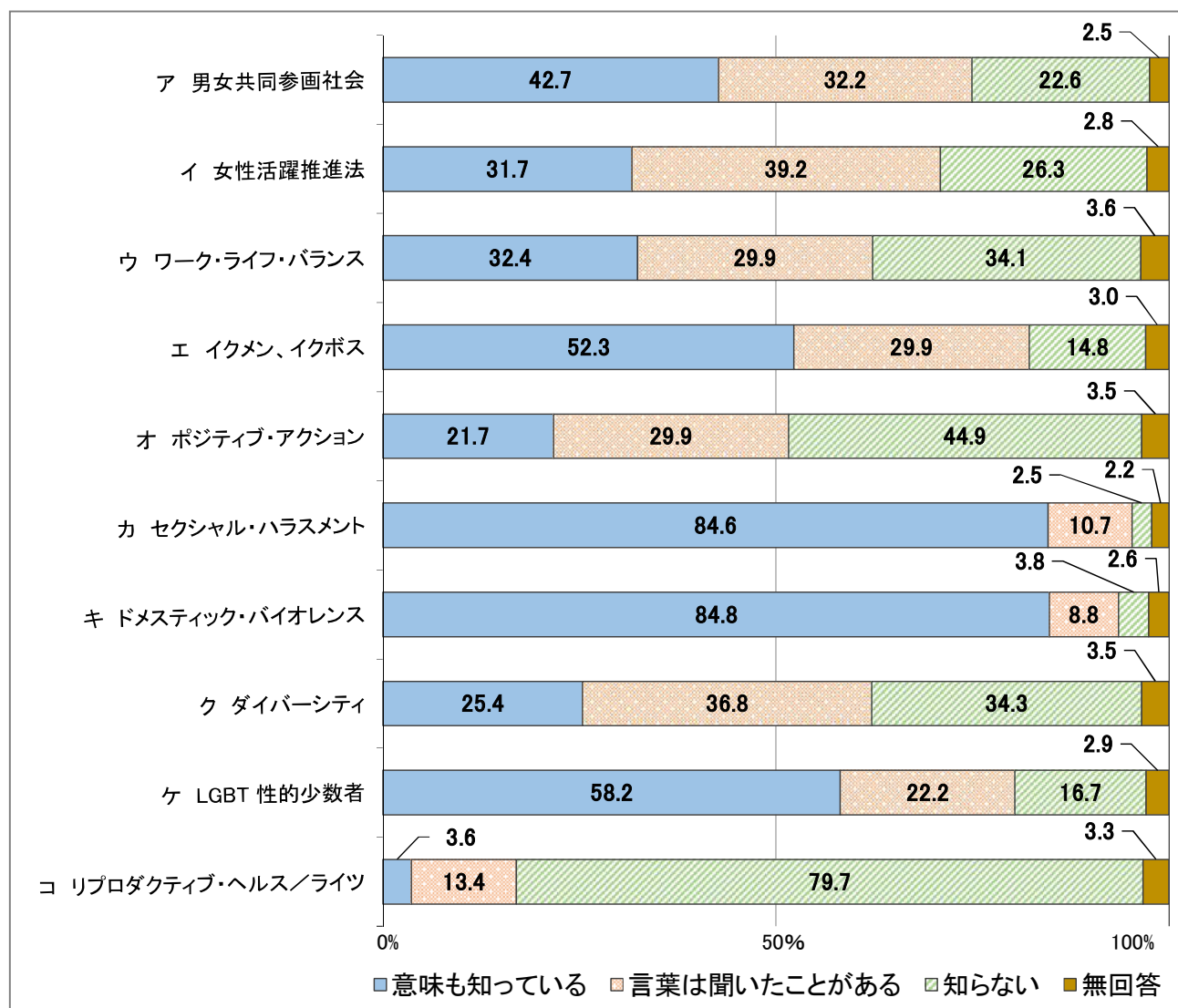
市政アンケート調査の結果

市政に対する市民意識の傾向を把握し、市の施策事業等に反映させるため、市内在住の3,000人を対象に、令和元年5月15日から5月31日まで、市政アンケートを実施しました。アンケートの質問項目の男女共同参画にかかわる調査結果は、次のとおりです。

（１）男女共同参画に関する言葉の認知度

「セクシャル・ハラスメント」「DV」を知っている人は8割強

（質問）あなたは、次のア～コの言葉を知っていますか？



ア～コの言葉の周知度を測るために、それぞれについて「意味も知っている」「言葉は聞いたことがある」「知らない」の3項目から1つを選択してもらったところ、「意味も知っている」の割合が最も高い

のは「ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）」84.8%となっています。次は「セクシャル・ハラスメント」84.6%、「ＬＧＢＴ（性的少数者）」58.2%「イクメン、イクボス」52.3%となっています。

「知らない」については「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」が最も高く、79.7%であり、その他は50%未満となっています。

● ● ● 回答編 ● ● ●

ア 男女共同参画社会…男性も女性も性別にかかわらず、あらゆる分野で活躍できる社会

イ 女性活躍推進法 …女性が仕事で活躍できる環境を整備するために制定した法律

ウ ワーク・ライフ・バランス …仕事と生活の調和。「仕事」と、育児や介護、趣味、学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる生き方のこと

エ イクメン、イクボス …イクメンとは、子育てを楽しみ自分自身も成長する男性
イクボスとは、部下や同僚の子育てや介護、ワーク・ライフ・バランスに配慮する上司

オ ポジティブ・アクション …「会長は男性」「保育、介護、看護職は女性」等の偏りや偏見を解消しようとする積極的な取り組み

カ セクシャル・ハラスメント …性的な嫌がらせ

キ ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）…配偶者間・パートナー間のあらゆる形の暴力

ク ダイバーシティ …多様性。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な人材を活用し共存しようとする考え方

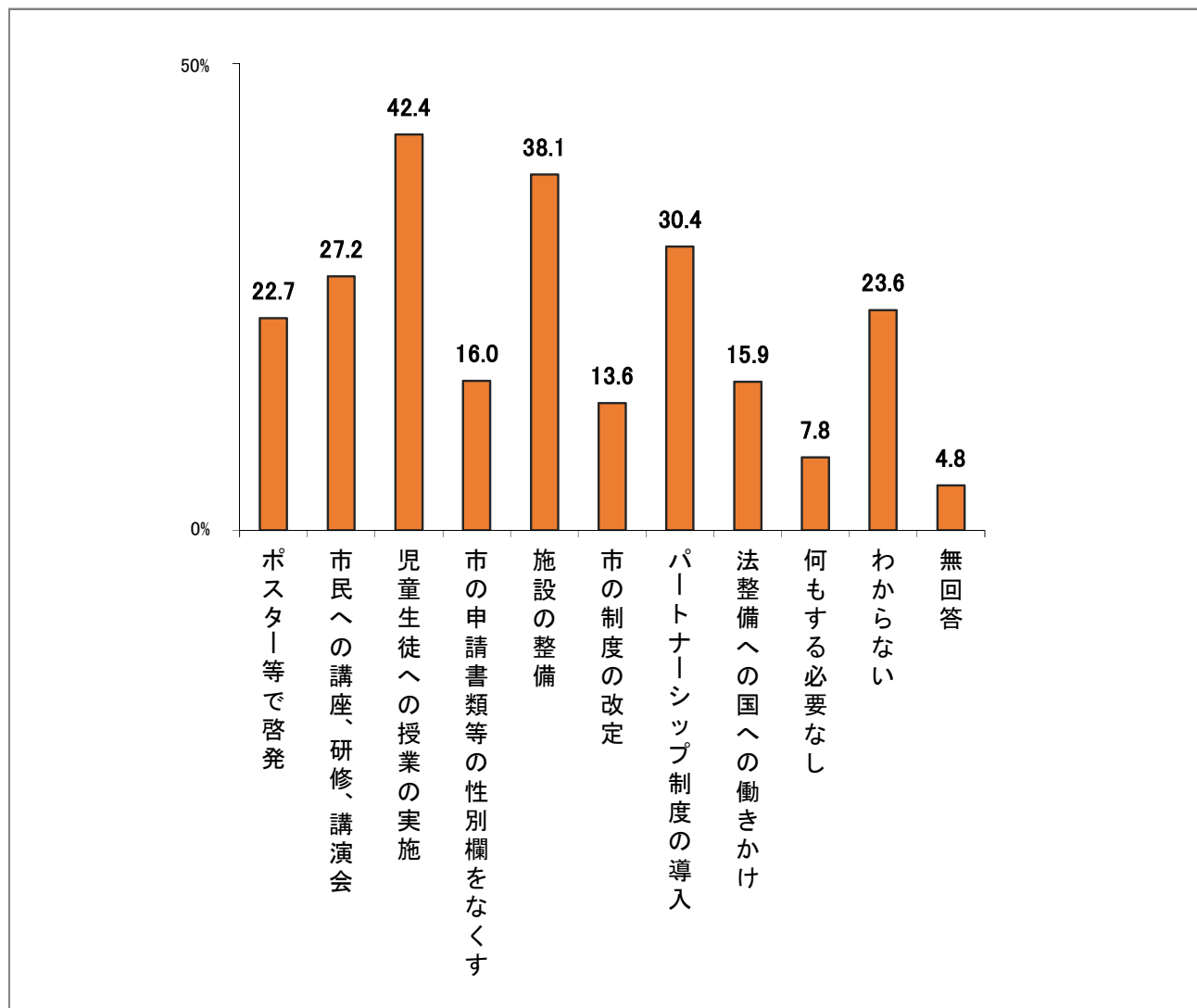
ケ ＬＧＢＴ …性的少数者の総称で、次の頭文字をとっている
Ｌ…レズビアン（女性同性愛者） Ｇ…ゲイ（男性同性愛者）
Ｂ…バイセクシャル（両性愛者） Ｔ…トランスジェンダー(性自認と身体性が一致しない)

コ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ …女性が子どもを産む・産まない、子どもの人数や出産時期などについて選択し、尊重される権利

(2) L G B T についての取り組み

特に若い世代に対する啓発が求められている

(質問) LGBTについて、まず市が取り組むべきことは何だと思いますか？(複数選択)



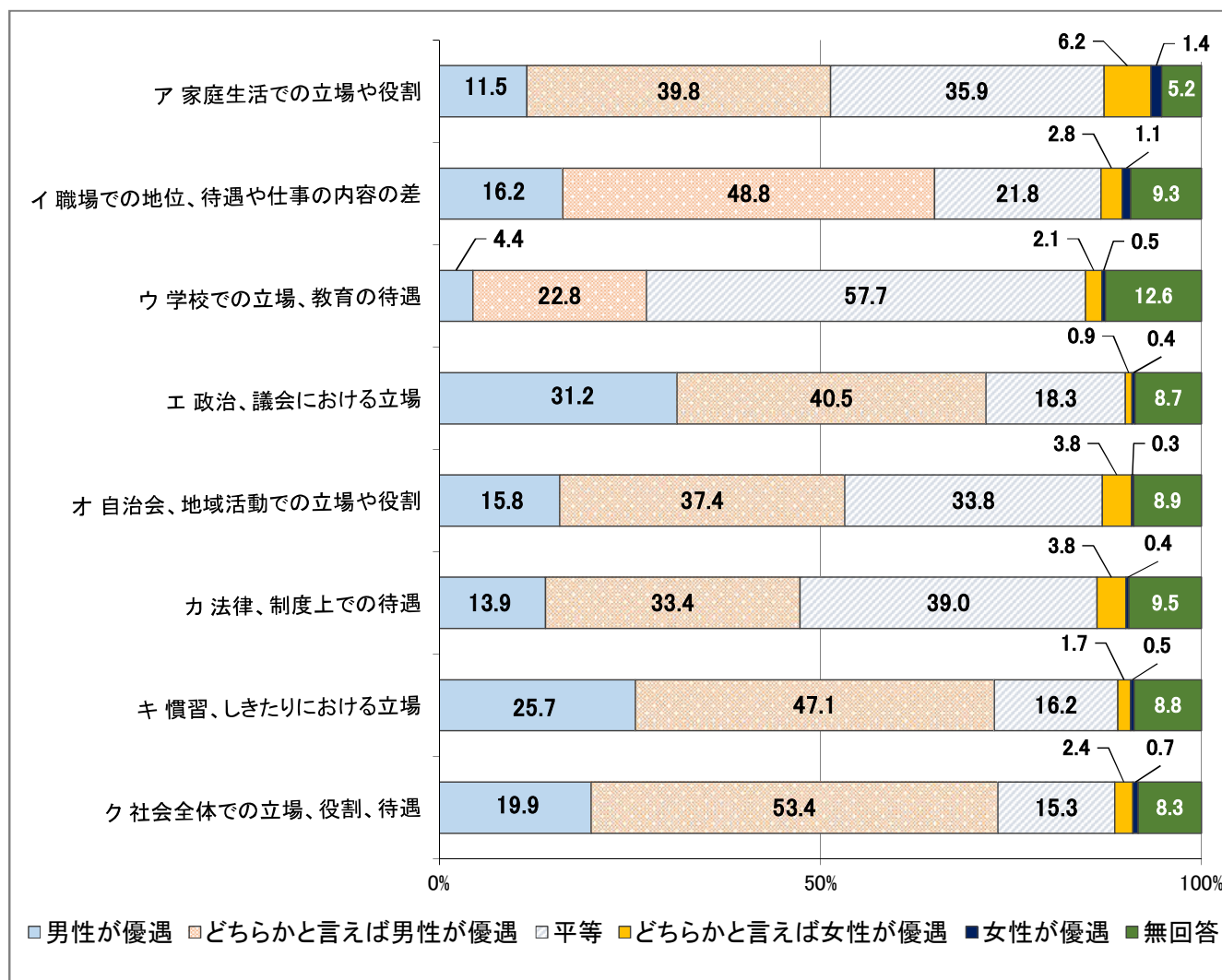
「L G B T について、まず市が取り組むべきことは何だと思いますか」という設問に対し、全体の回答の割合で最も高かったものは「児童生徒への授業の実施」42.4%、次に「施設の整備」38.1%、「パートナーシップ制度の導入」30.4%、「市民への講座、研修、講演会」27.2%となっています。

回答の割合が低かったものは、「何もする必要なし」7.8%、次に「市の制度の改定」13.6%という結果になりました。

(3) 男女の地位

学校では「平等」が約 6 割だが、仕事や慣習・社会全体では平等感が低い

(質問) 男女の地位(立場、役割、待遇)は平等になっていると思いますか？



「男女の地位(立場、役割、待遇)は平等になっていると思いますか」という質問に対し、それぞれア～クの環境について「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」「平等」「どちらかといえば女性が優遇されている」「女性が優遇されている」の5項目から1つを選択してもらったところ、「平等」という回答が1番高くなったものが2項目あり、「学校での立場、役割、教育の待遇」と「法律、制度上での待遇」となっています。

その他の項目については、「どちらかといえば男性が優遇されている」が1番高くなっています。「女性が優遇されている」の割合は、最高で約1.5%とどの項目でも低くなっています。

策定経過

年 月	経 過
平成31年 4月	第1回海老名市男女共同参画協議会 プラン見直しの概要
令和元年 5月	市政アンケート実施 アンケートの質問項目にて男女共同参画にかかわる調査
	海老名市男女共同参画行政推進会議 プラン見直しの概要、課題のまとめ
	実施事業調査（関係各課） 新規事業・課題等の調査
令和元年 7月	第2回海老名市男女共同参画協議会 課題のまとめ、プラン（案）の検討
令和元年10月	市政アンケート 男女共同参画にかかわる調査のまとめ
	関係各課と個別協議
令和元年11月	第3回海老名市男女共同参画協議会 プラン（案）の検討
	実施事業調査（関係各課） プラン（案）の検討
令和元年12月	海老名市男女共同参画協議会委員からの意見徴収 プラン（案）の検討
	政策会議・最高経営会議 パブリック・コメントの実施について
令和2年 1月	第4回海老名市男女共同参画協議会 プラン（案）の確認、パブリック・コメントの実施について
	1月1日～30日 パブリック・コメント実施（市民意見の募集）
令和2年 2月	2月政策会議・最高経営会議 パブリック・コメントの結果報告及びプランの決定
令和2年 3月	海老名市議会定例会 パブリック・コメントの結果及びプランの報告
令和2年 3月	第3次海老名市男女共同参画プランの発行

海老名市男女共同参画協議会委員一覧

第7期海老名市男女共同参画協議会委員
 任期：平成30年4月1日～令和2年3月31日
 令和元年12月17日更新
 (順不同)

	氏 名	選出母体	備考
1	吉田 洋子	特定非営利活動法人 かながわ女性会議	会長
2	尾崎 秀樹	海老名商工会議所	副会長
3	今別府 淳子	海老名市相談委員協議会 (海老名市人権擁護委員)	
4	大島 直子	海老名市小中学校長会連絡協議会	
5	清水 直美	国際ソロプチミスト海老名	
6	川村 喜子	海老名市地域婦人団体連絡協議会	
7	伊田 道子	J A さがみさわやか倶楽部海老名地区	
8	間宮 久子	民生委員児童委員協議会	
9	白倉 博子	社会福祉法人海老名市社会福祉協議会	
10	松本 善吾	市民公募委員	
11	大治 朋子	市民公募委員	
12	滝口 澄子	市民公募委員	

※ アドバイザー

広岡 守穂	中央大学法学部教授
-------	-----------

パブリックコメントの結果

この計画の策定にあたり、市民の皆さまからご意見をいただくため、パブリックコメントを実施しました。その結果は、以下のとおりです。

1 意見募集期間

令和2年1月1日（水）～令和2年1月30日（木）

2 寄せられた意見と見解

- ・意見提出者数 1名
- ・意見数 1件

No.	基本方針	意見主旨	市の考え方
1	3	DV教育の徹底が必要。身体的DVは分かるが、その他のDV、何が、どういったことが、DVに当たるのか具体的に記載して欲しい。また、同居する子どもへの重大な影響を「児童虐待」と明記すべきでは。	子どもへの虐待を防止するためにも、被害を受けた女性に対する支援をさらに推進してまいります。なお、「様々なドメスティック・バイオレンス」と題したコラムの中で子どもへの心理的虐待（面前DV）に関する内容を掲載しており、今後も多様化するDVについて啓発してまいります（32ページ参照）。

● ジェンダー = 社会的性差

生物学的な性の差（Sex）ではなく、「男らしさ」や「女らしさ」といった、社会や文化によって作り上げられた性の差を指します。ジェンダーには、男女の固定的性別役割分担意識や偏見から、伝統文化やファッションに至るまで、幅広い分野が含まれます。

すべてのジェンダーが、男女共同参画社会の形成を阻害するものではありません。しかし、時としてジェンダーが男女の理想の姿として固定化され、それが一方の性への差別や、機会の不平等につながることもあるので注意が必要です。

● 男女共同参画週間

政府の定めた「男女共同参画社会基本法」の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、毎年設けられている週間です。期間は、同法が公布・施行された6月23日から6月29日までの1週間です。期間中は男女共同参画社会の実現に向け、全国で行事と広報啓発活動が行われています。

● 女性のエンパワーメント

女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくことです。

● ポジティブ・アクション

「会長は男性」「保育、介護、看護職は女性」「管理職は男性が大半を占めている」等、社会的、構造的な理由によって一方の性が不利益を受けている場合に、機会が実質的に均等になるように改善していく措置のこと。企業の管理職や国や地方公共団体の審議会等における女性の積極的な登用も、ポジティブ・アクションの一環といえます。なお、ポジティブ・アクションは、あくまでも機会が均等になるまでの特例的、暫定的な措置です。

クォータ制は「女性を増やすために、優先的に採用枠を当てていく」という発想ですが、近年はパリティ（等価）制による「人口全体に女性が約半数いることに比して、選挙の候補者や試験の受験者も男女同数にする」という新しい考え方も広がっています。

● ダイバーシティ

意味は「多様性」。性別や人種の違いにとらわれず、多様な人材を積極的に活用しようとする考え方のことです。多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことを「ダイバーシティ社会」といいます。

● ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考とする役割モデルをいいます。一人ひとりが具体的に自分にあったチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されています。

● メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力を構成要素とする複合的な能力のことをいいます。新聞やテレビなどのメディアで紹介される男女のイメージは、メディア側による加工がされています。現実には多様な男女の姿があるにもかかわらず、加工されたイメージが典型的な男女像であると認識される危険性があるため、情報を読み解き、判断し、理解することが必要です。

● イクメン、イクボス

イクメンは子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性のことです。イクボスとは、部下や同僚の子育てや介護、ワーク・ライフ・バランスに配慮・理解する上司のことです。

● ワンオペ育児

ワンオペは「ワン・オペレーション」の略。配偶者の単身赴任や帰宅が深夜になる等の要因から、1人で育児をしている状況を指す言葉として使われています。

● ダブルケア

子育てと親の介護を同時に行うことです。

● マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産した女性に対する職場での嫌がらせのことです。出産後の就業継続を妨げる大きな要因になっています。

● リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

女性が子どもを産む・産まない、あるいは子どもの人数や出産間隔・時期などについて、選択し、尊重される権利の事をいいます。

女性が過剰な期待や圧力に悩み、苦しむケースが増えています。一人ひとりの女性の意思と健康状態が十分尊重され、選択の自由が保障されることが大切で、女性の重要な人権の一つです。

● デートDV

恋人間の暴力をいいます。殴る、蹴るはもちろん、腕を強くつかむ、傷つく言葉をいつも言う、不機嫌になる、メールや電話をチェックする、遊んでいい友達を決められる、無理やり性的行為をする、デート費用をいつも支払わされる、プレゼントを強要する等、身体的暴力に限らず、精神的、性的、経済的等あらゆる形の暴力が含まれます。

● AV 出演強要・「JK ビジネス」等の被害

アイドルやモデルの勧誘、高収入アルバイトを装って、女性が性的な写真や動画の撮影を強要されたり、暴力やストーカー等の被害を受ける問題が全国で発生しています。政府は、4月を『AV 出演強要・「JK ビジネス」等被害防止月間』として、若い女性に対する被害防止の取り組みを進めることとしています。

● 女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間は、「女性に対する暴力をなくす運動」強化期間です。政府は、広報や意識啓発など、期間中は女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化することとしています。

男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条） 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、
国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められて
きたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が
国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女
が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別
にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することが
できる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となってい
る。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を
二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付
け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形
成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要で
ある。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を
明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公
共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組
を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会
経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実
現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形
成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及
び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社

会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定め
ることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計
画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義
は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構
成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野
における活動に参画する機会が確保され、もって男女
が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享
受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を
形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女
間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女
のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する
ことをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての
尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱
いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機
会が確保されることその他の男女の人権が尊重される
ことを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会にお
ける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を
反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立
でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形
成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、
社会における制度又は慣行が男女の社会における活動
の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものと
するように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等
な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策
又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同し

て参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

らない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ず

べき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交

換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下省略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号)

最終改正 令和 1 年 6 月 26 日法律第 46 号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三條―第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九條・第三十條）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取
組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含
む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が
必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの
暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困
難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人
の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現
を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保
護するための施策を講ずることが必要である。このことは、
女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会に
おける取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自
立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力
の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配
偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃
であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下
同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言
動（以下この項及び第二十八條の二において「身体に対
する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体
に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又は
その婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者で
あった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含
むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力
を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしてい
ないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、
「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関
係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の
事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止
するとともに、被害者の自立を支援することを含め、そ
の適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及
び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において
「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及
び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以
下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方
針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第
一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本
計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関す

- る基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (都道府県基本計画等)
- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- (婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行わ

れていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること

及び当該住居の付近をはいかいてはならないこと。

- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいすれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞（しゆう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止

するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同じ居している子及び配偶者と同じ居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号

イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消し

たときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の

適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係

者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（以下省略）

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号)

最終改正 令和 1 年 6 月 5 日法律第 24 号

目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 基本方針等（第五条・第六条）
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
第三節 特定事業主行動計画（第十五条）
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）
第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活

における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と

家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進

に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事

- 業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない

い。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等と同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の

規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標

を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事

務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
（国等からの受注機会の増大）

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進

に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定す

る厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、

第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

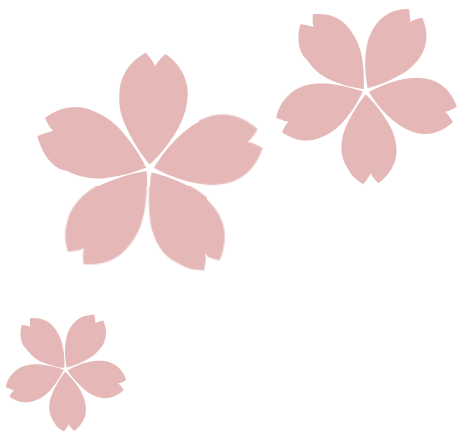
第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（以下省略）



●●● ひとりで悩まず電話してください ●●●

海老名市イメージキャラクター
えび～にゃ

市は、「女性相談員による女性のための相談」を実施しています。
夫やパートナー男性からの暴力や女性の悩みについて一緒に考えます。



女性相談ダイヤル ☎046-231-2224

月曜日～金曜日（休日・祝日・年末年始除く）8：30～16：30

※掲載内容は発行時点のものです。内容等が変更されることがありますので、詳細はお問合せください。

第3次海老名市男女共同参画プラン

令和2年3月発行

編集・発行 海老名市役所 市民協働部

市民相談課 人権男女共同参画係

〒243-0492 海老名市勝瀬 175 番地の1

TEL 046-235-4568



海老名市
住みたい 住み続けたいまち
